

**Security Transparency Consortium**  
**Steering Committee Rules of Operation**  
**セキュリティ・トランスペアレンシー・**  
**コンソーシアム**  
**運営委員会運営規程**

文書番号：STC-全規-00001-003

2023年 9月 21日

Ver1.0

Security Transparency Consortium

## 改版履歴

日付	版数	履歴
2023/09/21	1.0	初版発行

---

---

**セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム**  
**運営委員会運営規程**

**第1章 総則**

(目的)

第1条 本規程は、「セキュリティ・トランスペアレンシー・コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」における運営委員会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

**第2章 運営委員会**

(構成)

第2条 運営委員会は、会長により指名された運営委員長と会長により指名された運営委員により構成される。

2 運営委員長は運営委員の中から会長が指名する。

3 運営委員の任期は原則として1年とする。ただし、再任することができる。

4 運営委員は、自らの任期中においては、会長が承認した場合のみ、他の者に運営委員の職を譲ることができる。なおこの場合、運営委員の職を譲受け、新たに任命される委員の任期は、運営委員の職を譲渡した者の残任期間とする。

5 会長又は運営委員長は、必要があると認めるときは、オブザーバを出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

6 事務局員は、運営委員会の運営サポート（進行、議事録作成等）のため、運営委員会に出席するものとする。

(開催)

第3条 運営委員会は、運営委員の過半数の出席（代理出席、委任状を含む）をもって成立する。

2 運営委員会は、会長又は運営委員長が召集し、必要に応じて書面、電子メール又はインターネットを利用した会議による開催にできる。

(決議の方法)

第4条 運営委員会の議事は、出席運営委員（代理出席、委任状を含む）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。

---

### 第3章 運営委員会の権限

(審議・決定の項目)

第5条 運営委員会は、コンソーシアムの活動、ワーキンググループの設置等コンソーシアムの運営に関する重要事項を審議し、決定する。

2 審議及び決定の具体的項目は以下とする

- (i) 会員の入会審査に関する事項
- (ii) 会員の除名の決議に関する事項
- (iii) 新たなワーキンググループの設置と解散に関する事項
- (iv) ワーキンググループの主査及び副主査の承認に関する事項
- (v) コンソーシアム規程以外の規程の制定・改正及び運用に関する事項
- (vi) ワーキンググループの活動状況報告に関する事項
- (vii) その他、コンソーシアムの運営に関する重要事項

(議事録)

第6条 運営委員会は、開催のつど議事録を作成し、保管し管理する。

(会員の入会審査及び除名)

第7条 運営委員会は、会員規程第5条に定められた事項により入会審査を行う。

2 運営委員会は、会員規程第11条に定められた事項により会員の除名を決議することができる。

(ワーキンググループの設置及び主査の承認)

第8条 運営委員会は、コンソーシアム規程第2条の目的及び第3条の活動を行うため、コンソーシアムの目的と活動に合致したワーキンググループを審議の上、設置することができる。

2 運営委員会は、ワーキンググループで推挙された主査、副主査を承認する。

(ワーキンググループの解散)

第9条 運営委員会は、活動の成果を達成した、もしくは活動実態がないワーキンググループを解散することができる。

#### 第4章 附則

(施行)

第10条 本規程は、コンソーシアムの設立日である2023年9月21日より施行する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、運営委員会の決議による。